

令和7年度 指宿市農作業標準賃金

農業委員会では、毎年の収穫や物価の変動及び県内各市町村の状況等を総合的に判断して、本市の農作業賃金の標準的な目安として、「農作業標準賃金」を定めています。

なお、標準賃金は、あくまでも「目安」ですので、れき土壌など、ほ場の条件が悪い場合は作業に入る前に、当事者間でよく話し合っただけで決定していただきますようお願いいたします。

一般農作業については、鹿児島県最低賃金額を参考に算定していますので、年度途中で最低賃金が改定された場合は、最低賃金額を下回らないようご注意ください。

《農作業賃金》

◎一般農作業(実働8時間):7,700円以上

機 械 作 業 (10a当たり)							
トラクター	耕起		6,600 円	マルチ作業	スイカ		4,310 円
	ロータリー	耕作地1回	6,160 円		カボチャ		3,260 円
		荒地2回	7,590 円		レタス(4条植え)		5,360 円
		緑肥2回	8,140 円		豆類		5,360 円
		甘しょ掘り取り			5,360 円	人参種まき	
	甘しょ掘り取り (自走式ハーベスタ)		17,250 円		甘しょ	うね立 (れき土)	9,670 円
	甘しょつる切り		4,080 円			うね立	6,990 円
	プラソイラー	露地	5,110 円		オクラうね立(200メートル)		2,650 円
		ハウス	8,220 円		肥料散布(散布のみ)		4,240 円
	田	代かき					
田植え		7,570 円					
消毒 (薬剤別, 資材別)			土壌消毒		6,520 円		
			土壌消毒 一貫作業(マルチまで)		12,940 円		

※上記機械作業料金には10%の消費税が加算されています。

相続登記はお済みですか？

相続登記とは、土地（農地含む）・建物など不動産の所有者が亡くなった際に、その不動産の名義を相続人の名義に変える手続きのことです。

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。義務化以前に発生した相続も、施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられていることから、早めに法務局で相続登記を行いましょ。

また、相続等（相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得）により農地を取得した場合は、農業委員会に届け出る必要があります（農地法第3条許可は不要）。

届出は、農地の所有者が亡くなったことを知った時点から、おおむね10ヶ月以内に行ってください。



ファミリー農園 入園者募集中！

農業委員会では、市民の皆様に農作業を通じて農業への理解を深めていただくためにファミリー農園の仲介及びあっせんを行っています。

野菜や花を育ててみたい方、親子で農業体験したい方など、あなただけの農業ライフを始めてみませんか。入園は申込順となりますので、お早めにご連絡ください。

○農園所在地 指宿市十二町字山王平3464番1

(国立病院前交差点を鹿児島市方面へ約200m 国道沿い左側)

○入園料 年間1,000円(1区画)

○区画数 12区画のうち残り6区画(1区画約30㎡) ※令和7年3月25日時点



農用地あっせん情報

令和7年2月25日委員会承認

所在	希望地目		面積(㎡)	希望内容
	登記	現況		
岩本字刀迫	畑	畑	800	売渡
開聞十町字脇浦	畑	畑	349	売渡
開聞十町字永尾	畑	畑	847	売渡
開聞十町字永尾	畑	畑	1,688	売渡
開聞十町字永尾	畑	畑	1,591	売渡

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

第11回農業委員会総会開催日5月26日(月) 各種申請受付締切 4月30日(水)

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係5721 振興係5723 地域計画係5724